

日本渡航医学会の皆様方へ

すでにご存知の方も多いと思いますが、厚生労働省検疫所の HP に「パキスタン渡航者へのポリオワクチン接種について（医療機関向け）」が掲載されました。

<http://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/2014/08121106.html>

厚生労働省結核感染症課から本学会宛てにも情報提供をいただきましたので、これまでの経過とともに、トラベラーズワクチン委員会担当の中野より ML を通じてご連絡させていただきます。

2014 年 4 月 28-29 日、野生型ポリオの国際的拡大に関する国際保健規則（IHR）緊急委員会会議が開催され、5 月 5 日には国際的な公衆衛生上の脅威となる事象（PHEIC）であるとの緊急声明が WHO から出されました。

<http://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/2014/05071419.html>

これを受けて、パキスタンなどの野生型ポリオウイルスを国外へ持ち出していると指定された国においては、長期滞在者に対し、出国時の予防接種証明書の提示を求めているところ です。

http://pkembjapan.blogspot.jp/2014/07/blog-post_9.html

本件に関して、出国時に求められる接種証明書については、各国が規定を行っているところですが、WHO の声明では国際保健規則（IHR 2005）の Annex6 にある様式を用いることとなっています。

以上を踏まえて、厚生労働省検疫所 HP では、下記 URL に「パキスタン渡航者へのポリオワクチン接種について」として、日本語によるひな型（PDF）を参考までに掲載しています。

<http://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/2014/08121106.html>

日本渡航医学会の会員皆様方におかれましては、本件に関して相談を受けたり、渡航者が予防接種証明書の提示を必要とする事例を経験される機会があると思います。これら情報を診療の一助としていただけましたら幸いです。

なお、原則的には、

1. WHO が接種証明書を求めることを推奨
 2. 流行国がその実施について判断をする
- という流れであり、

本情報はあくまで渡航者に対して予防接種証明書を作成する場合のサポート資料です。

検疫所 HP にも「当ひな形を用いて発行された予防接種証明書が、パキスタンからの出国を保証するものではないことについてはご注意ください。」と記載があることを申し添えておきます。

会員の皆様方におかれましては、今後も渡航者の健康と安全を守るためにお力添えをいただければ幸いです。

2014 年 8 月 13 日

日本渡航医学会　トラベラーズワクチン委員会　担当　中野貴司　（川崎医科大学小児科）